

2012.10.29

小田原市市民活動推進委員会

市民と行政との協働推進にあたって

前田成東

○協働が必要とされる背景の再認識

- ・「公共サービス」に関する需要の多様化・複合化
- ・「公共サービス」の供給における行政の限界
供給における「競合」と「先行」
- ・「公共サービス」供給における新しい主体の台頭
* NPO法制定による“追い風”
(・行政における財政の悪化)

○協働に向けた行政および職員の意識改革と制度設計

- ・協働は全庁的な課題であることの認識
* とくに、ガイドラインの2-3など
- ・ NPO法制定による「市民事業」拡大に対する認識
- ・ 行政評価（政策評価）における協働の視点の導入
- ・ 「中間支援組織」のあり方
- ・ 新しい制度設計

○「協働のガイドライン」について

- ・ 「協働のガイドライン」か「協働事業のガイドライン」か
- ・ 主体の確認：市民、市民活動団体、事業者、大学、行政…
* NPO、NPO法人、市民活動、市民活動団体、地域団体…
* 大学などの扱い
- ・ 協働による「経費節減」の取り扱い
- ・ その他